

平成 21 年度国の施策及び予算に関する要望【参考資料】

# 財政制度等審議会の建議と 特別区の主張

平成 20 年 7 月

特別区長会

## 目 次

1	財政制度等審議会建議について-----	1
2	特別区の子育て等に関する上乗せ施策について-----	4
3	特別区の積立基金残高について-----	6
4	平成 21 年度国の施策及び予算に関する要望文-----	7

## 1 財政制度等審議会の建議について

- ◇ 財政制度等審議会は、「平成 21 年度予算編成の基本的考え方について」の建議の中で、地方交付税算定上の超過財源や 23 区の積立基金残高、福祉の上乗せ施策などについて取り上げ、あたかも特別区の税財源に大きな余裕があるかのように記述しています。
- ◇ また、地方税の充実、地方間の税収格差是正等を行うには、地方税を全て人口等の基準で配分する等の仕組みが必要としています。

これまで特別区は、将来の公債費負担を軽減するため地方債の発行の抑制に努め、国を上回る人員の削減や内部管理経費の圧縮、民間委託化を進めるなど、懸命の歳出削減努力を重ねてきました。これらの行財政改革により、健全財政を支え、子ども施策等、喫緊の課題への独自施策を展開しています。

しかし、今後も少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大や、社会資本の更新需要など膨大な行政需要が見込まれるところです。

東京固有の地方財源を地方間の財源調整の手段に用いる議論は、こうした特別区の厳しい財政の現実や住民の暮らしを無視するものです。

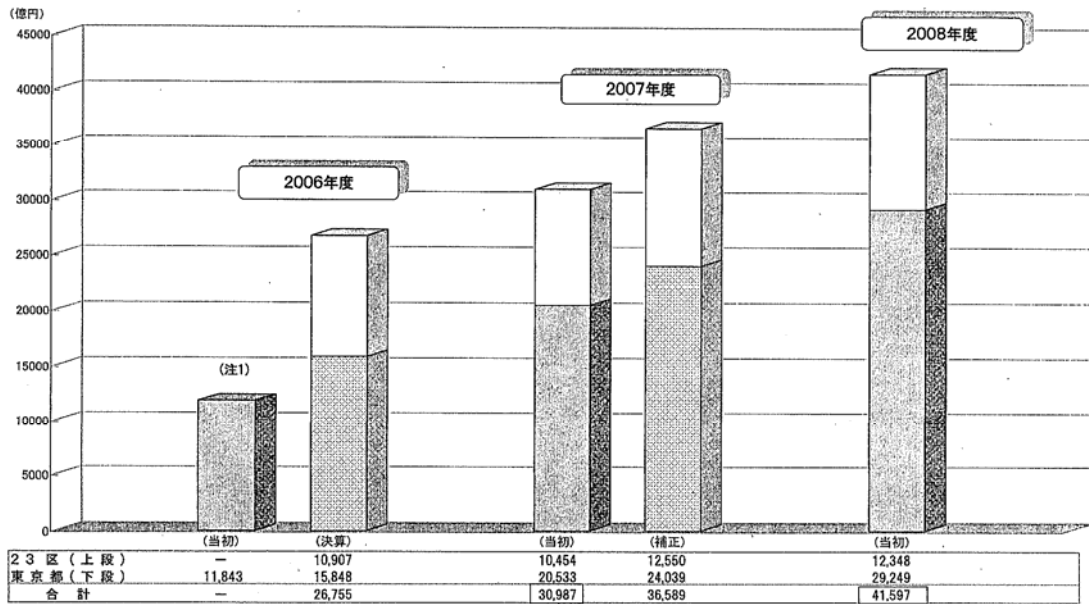
### 財政制度等審議会建議（20. 6. 3）の記述

「平成 20 年度税制改正の要綱」（平成 20 年 1 月 11 日閣議決定）では、今後、消費税を含む税体系の抜本改革時に、地方税改革の実現に取り組むとされている。その際、地方税の偏在是正措置の在り方についても、その規模・手法を含め、後述のような地方税財政制度全体をどうすべきかとの広い視野に立って検討することが重要である。また、格差是正を求めている財政力の弱い地方団体の状況、東京都及び 23 区の財源超過額や積立基金残高等の水準<sup>\*6</sup>、各種上乗せ施策の状況等<sup>\*7</sup>に留意する必要がある〔資料Ⅱ－2－7、8 参照〕。

\*6 平成 19 年度（2007 年度）における東京都及び 23 区の財源超過額は 1.6 兆円で、留保財源（1.5 兆円）と合わせた標準的な水準を上回る施策に充当できる財源は 3.1 兆円となっている。また、平成 20 年度（2008 年度）予算の東京都及び 23 区の積立基金残高は平成 19 年度（2007 年度）当初予算の約 3 兆円から 1 兆円増加し、4 兆円に達している。

\*7 平成 20 年度（2008 年度）予算において、東京都 23 区の全域で中学生までの医療費が完全無料化された。

東京都及び23区の積立基金残高推移



出典：地方財政統計年報、財団法人特別区協議会及び各団体のHP等による。  
 (注1) 2008年度当初予算ベースの23区における積立金額は公表データが確認できなかったため記載していない。  
 (注2) 「積立基金残高」とは、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の残高合計額。

東京都23区の子育て等に関する上乘せ施策の例(各区HP等より)

**児童手当の上乗せ**：5区(千代田、中央、新宿、品川、江戸川)で実施

国の制度	小学校6年生まで	所得制限	有	《月額》 第1子、第2子：5,000円 第3子以降：10,000円 (※ 0歳から3歳未満：一律10,000円)
千代田区	高校3年生まで	所得制限	無	

**子供の医療費無料化**：23区全てで実施(所得制限無し)

国の医療保険制度	0歳～小学校入学前まで2割負担、小学生以上3割負担(20年4月より)
23区	15歳まで自己負担無し

(注) 江戸川区：20年4月より自己負担分全額を助成。(同年3月までは、中学生の通院の場合、自己負担2割(1割を区が助成)。)

東京都23区の福祉等に係る上乘せ施策の例(児童手当・子供の医療費以外)

施策	実施区・事業内容(例示)
子育て	出産祝金等 中央：出産時に区内買物券(3万円) 江東：第2子以降出産時に区内買物券(2万円) 渋谷：妊娠時に助成金(5万円) 練馬：第3子以降出産時に祝金(20万円)
	誕生記念品 新宿：誕生祝品及び誕生記念樹 中央：誕生記念樹
	タクシー券 中央：妊娠時(3万円分) 荒川：3歳未満双子以上(2万円分)
	施設等利用券 杉並：保育等の施設利用券(0～2歳：年6万円、3～5歳：年3万円)
	買物券 文京：子供1人(小学校6年生まで)につき区内買物券(5千円)
高齢者	高齢者入院時助成 千代田：75歳以上高齢者の入院時経費助成(月額2万円以内(年額10万円まで)) ※ 助成対象：電気器具、下着、タオル、日用品類等
	敬老祝金 千代田：75歳、77歳、80歳、85歳、88歳の各年齢及び90歳以上毎年(1～6万円)
	敬老買物券 中央：70歳以上毎年(3千円～2万円分共通買物券) ※ 77歳及び88歳にはプラスすし券5千円分
その他	プレミアム付買物券 中央：区内中小小売店での共通買物券販売(1万1千円分を1万円で販売)
	結婚サポート 品川：区選定業者による結婚相談・めぐり合いの機会の提供

(出典) 各区のHP等より。



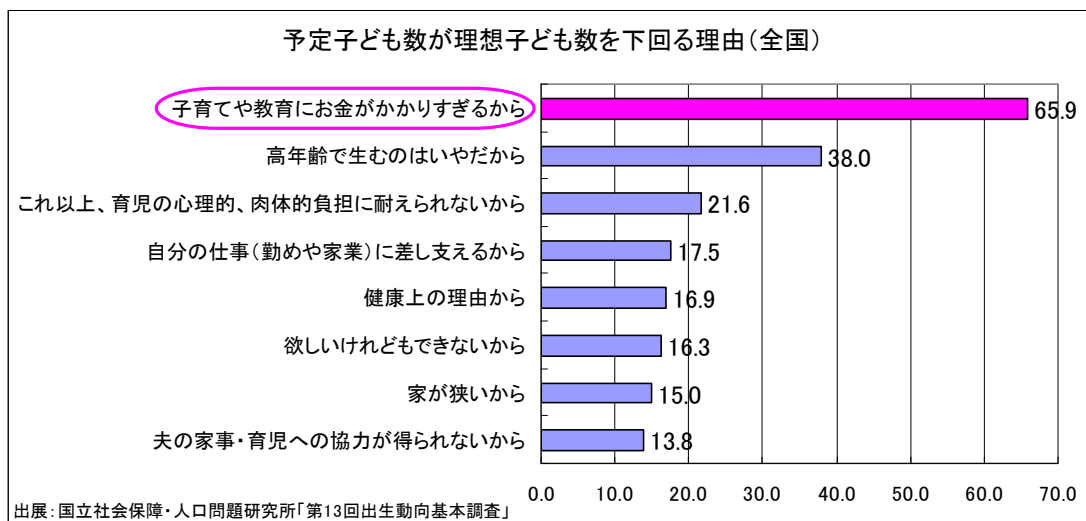
## 2 特別区の子育て等に関する上乗せ施策について

(1) 特別区の少子化の状況は深刻です。

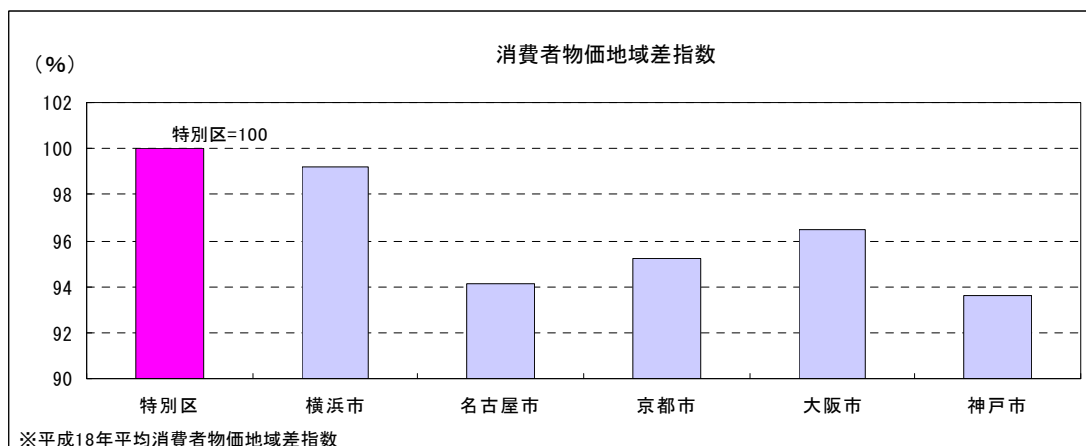
◇ 特別区の合計特殊出生率は0.98（平成18年度）と全国平均の1.32を大きく下回っています。

	合計特殊出生率
特別区	0.98
東京都	1.02
全国	1.32

◇ 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」によると、予定する子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由（全国）のうち、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が、65.9%を占めています。

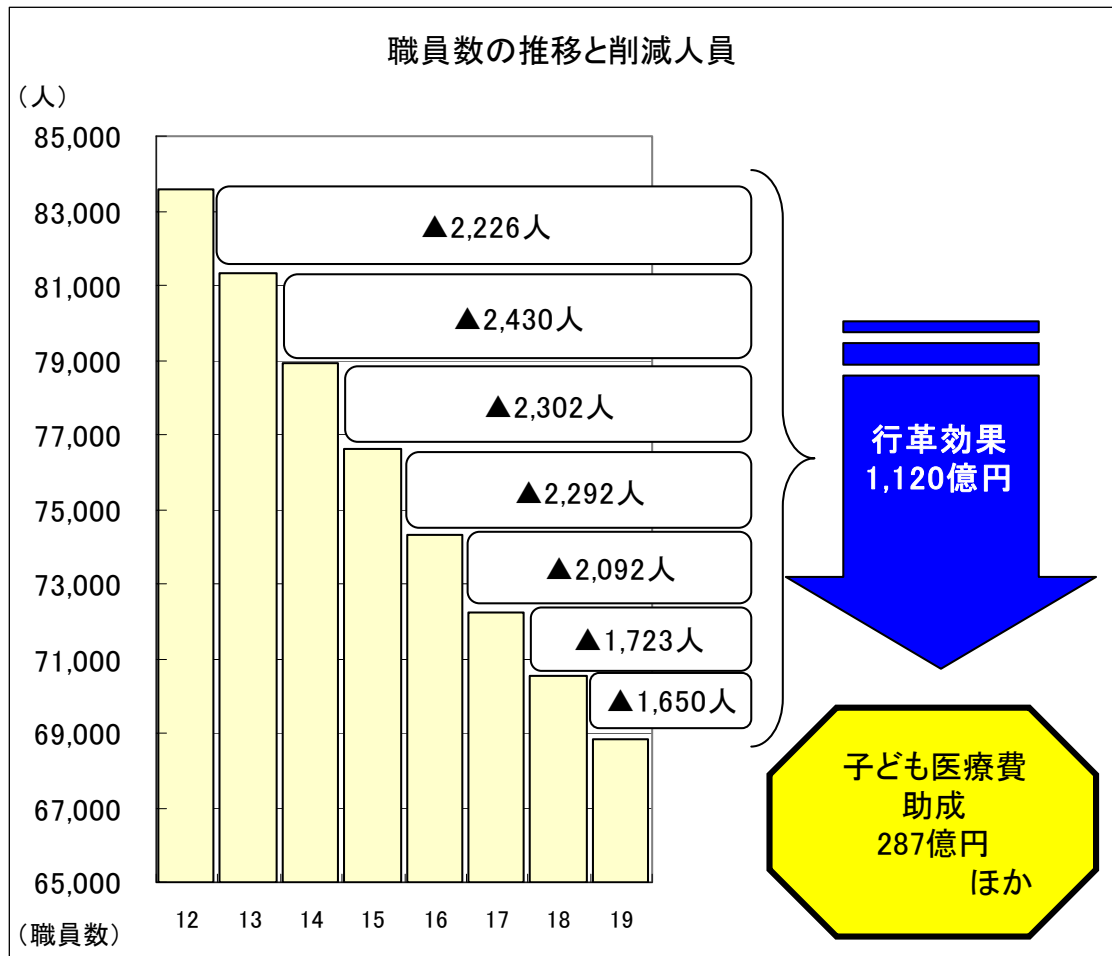


◇ 特別区の生計費は最も高い水準となっています。



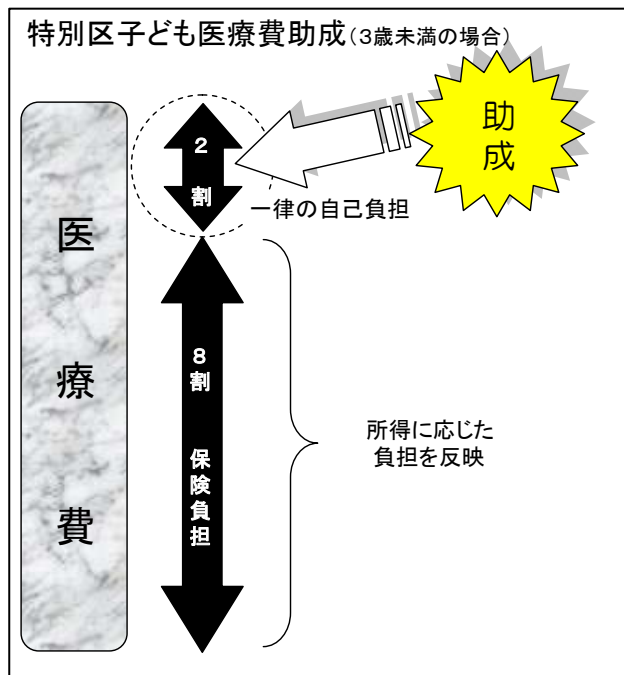


(2) 特別区の福祉上乘せ施策は、行財政改革の還元によるものです。



子ども施策等の充実は、切実な区民要望に応えるために、懸命な行財政改革に取り組んで捻出した財源で対応しているものです。

(3) 乳幼児医療費助成制度は、国による対応が求められています。



全国市長会の調査によると、乳幼児医療費助成制度は 99.85%の市で実施しており、全国的に実施されている事業です。

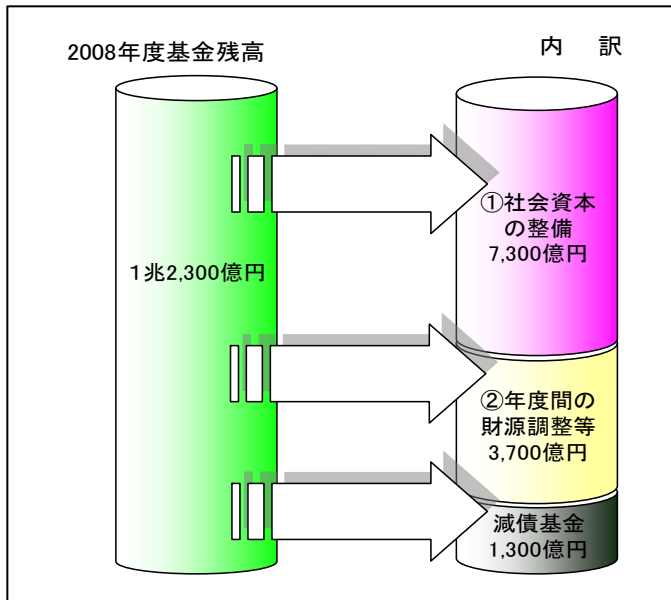
地方自治体によって、助成措置・対象範囲に差異がありますが、今後も需要の増加が見込まれています。

地方財政計画や地方交付税には算入されていませんが、ほとんどの自治体の実施している標準的なサービスです。

### 3 特別区の積立基金残高について

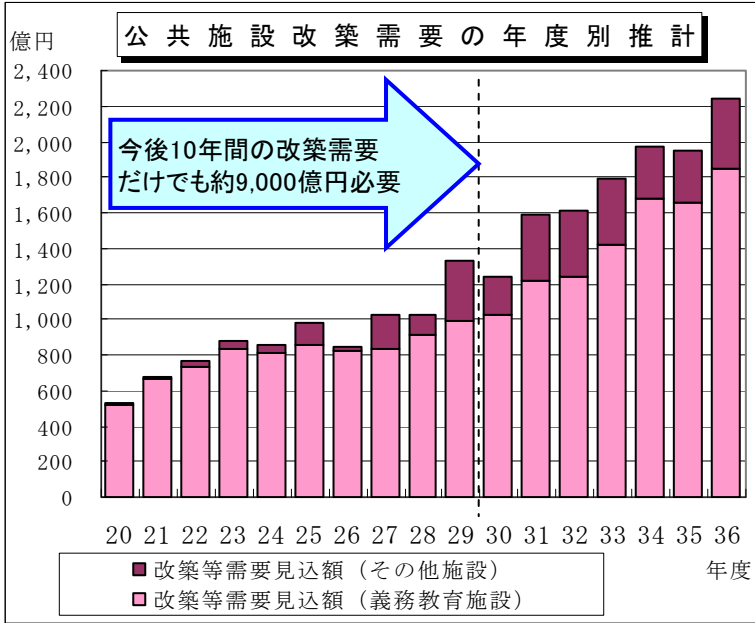
(1) 積立基金は、差し迫る老朽施設の改築等に備えたものです。

【積立基金残高と使途内訳】



各特別区では、多くの行政需要を抱えており、多額の財源が必要となります。  
積立基金は、その使途を定めて積立てるものであり、決して余剰の財源ではありません。

**【社会資本の整備】**  
特別区は、老朽化した学校施設等の改築や災害に強いまちづくりなど、社会資本の整備に多額の財政負担を迫られています。  
これらに備えて積立てた基金も数年で底をつく懸念があります。



(2) 特別区は自ら年度間の財政調整を行わなければなりません。

**【年度間の財政調整等】**  
地方交付税が交付されない特別区は、景気の変動等による税収の増減に対応するため、他の自治体以上に、積立基金を活用した年度間の財政調整が必要です。



## 1 地方分権改革の推進

地方分権改革推進委員会は、「地方が主役の国づくり」を目指して、国と地方の役割分担、とりわけ基礎自治体優先の原則を基盤とした権限移譲等の具体策を示した第 1 次勧告を示した。引き続き順次勧告等を提出する予定となっており、第二期地方分権改革は正念場を迎えつつある。

一方、社会保障をはじめ今後の国、地方の差し迫る行政課題に必要な財源の確保は喫緊の課題であり、道路特定財源の見直しを含めた税制の抜本改革の議論が開始されている。

こうした状況の中で、東京の膨大かつ切実な大都市需要を無視し、地方固有の税を地方間の財源調整の手段に用いる乱暴な議論が繰り返されようとしていることは、断じて看過できるものではない。

今、行われるべきことは、国と地方の役割分担を明確化し、国から地方へ実質的な権限と財源を移譲することであり、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせる財源を国の責任において保障することである。

このため、以下の方策を講じること。

### (1) 地方分権改革の確実な実現

地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、国と地方、とりわけ基礎自治体優先の原則に立った役割分担の見直しを行い、事務移譲や税源移譲の徹底はもとより、義務付け等の関与の見直し等、地方が実質的に地域の総合的な行政主体としての役割を果たせるよう、真の地方分権改革を実現すること。

### (2) 地方税財源の充実強化

- ① 地方分権改革の趣旨に則り、地方自治体がその役割を果たせるよう、事務移譲に見合う実質的な税源移譲を行い、地方税中心の税体系への抜本的な再構築を図ること。新たな税源移譲の対象は、地方消費税等偏在性が小さく税収が安定的な税源とすること。
- ② 自らの税源では地方自治体に求められる役割を果たせない団体については、国の責任で地方交付税による財源保障を行うべきであり、暫定措置として導入された地方法人関係税の譲与税化のような、地方固有の税を地方間の財源調整に用いる方策は排除すること。
- ③ 道路特定財源の見直しに当たっては、地方が進めている街づくり事業の財源が現状においても不足している実態を踏まえ、税源移譲を主体に、所要額が確保できるよう確実な財源措置を講じること。
- ④ 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものを地方に負担転嫁しないこと。また、地方の超過負担が生じないようにすること。

その他の国庫補助負担金は原則廃止し、従前の都道府県負担分が削減されることによる区市町村財源への影響も含めて確実に税源移譲を行うこと。